

件名	愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（平成 18 年 3 月 31 日公布、平成 19 年 4 月 1 日施行他）

【改正の概要】

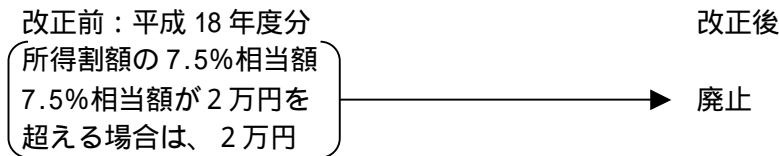
1 税源移譲

個人住民税の税率構造の改正（平成 19 年度分から適用）

課税所得	県民税		参考 市町村民税		参考 計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
200 万円未満	2 %	4 %	3 %	6 %	5 %	10 %
200 万円～700 万円			8 %		10 %	
700 万円超	3 %		10 %		13 %	

2 定率減税の廃止

平成 19 年 6 月徴収分以後の個人住民税について、定率減税（18 年度：2 分の 1 縮減）を廃止する。



3 その他

(1) 個人住民税

分離課税等の税率割合等の見直し（平成 19 年度分から適用）

分離課税等に係る都道府県分と市町村分の税率割合等を税源移譲後の割合（県：市町村 = 2 : 3）にあわせる。

- ・ 土地等の長期譲渡所得の課税の特例、株式等の譲渡所得の課税の特例等  
 税率（改正前 1.6% 改正後 2 %）

調整控除の創設（平成 19 年度分から適用）

税源移譲に伴う所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除額、配偶者控除額等）の差額に基因する負担額を調整するため調整控除を創設する。

住宅借入金等特別控除額に係る減額措置（平成 20 年度分から適用）

税源移譲に伴い、住宅ローン減税（平成 11 年から平成 18 年までに入居した者に限る。）により控除される所得税額が減少する者については、翌年度の個人住民税において減額調整する。

(2) 法人事業税

税率の特例（附則規定）を本則の制度とする。（平成 19 年 4 月 1 日以後開始事業年度分から適用）

(3) 愛媛県核燃料税条例の一部改正

地方税法引用条文の条項移動に伴う規定整備

施行日 平成 19 年 4 月 1 日。

【その他参考事項】

所得税の税率（平成 19 年分から適用）

課税所得	国	
	改正前	改正後
195 万円未満	10 %	5 %
195 万円～330 万円		10 %
330 万円～695 万円	20 %	20 %
695 万円～900 万円		23 %
900 万円～1,800 万円	30 %	33 %
1,800 万円超	37 %	40 %